**声明　政府は国立大学法人法改正法案を撤回せよ**

2023 年 12 月 4 日

民主主義科学者協会法律部会第 27 期理事会

現在参議院で審議に付されている国立大学法人法の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）は、国立大学法人のなかに特定国立大学法人（理事が７人以上の国立大学法人で事業規模が特に大きいものとして政令で指定するもの）、準特定国立大学法人（特定国立大学法人以外の国立大学法人のうち特別な事情により当該国立大学法人の運営に関して監督のための体制を強化する必要があるとして文部科学大臣の承認を受けたもの）およびこれら以外の国立大学法人といった新たな区分を設け、これを「集中と選択」の大学政策によって進行していた国立大学の序列化の法的な根拠とし、より「稼げる大学」へと国立大学法人を誘導しようとするものであるところ、そのための要諦は、特定国立大学法人および準特定国立大学法人（以下「特定国立大学法人等」という。）に新たな監督機関として運営方針会議を設置することにある。

現行の国立大学法人法は、国立大学法人に、審議機関として、「教育研究に関する重要事項」を審議する教育研究評議会と「経営に関する重要事項」を審議する経営協議会を置き、さらに、学長を選考し学長の業務を監察する学長選考・監察会議を置くものとしている。大学は、「学術の中心」（教育基本法７条、学校教育法 23 条）として、学問の自由（憲法 23 条）に基づき教育・研究の主体である教員やそれを支える職員によって担われる自治的な組織であるところ、学外者が構成員の過半数を占める経営協議会および学内・学外同数の委員が構成員である学長選考・監察会議が大学の運営及び業務の執行につき影響力を及ぼすことを認めている現行法は、そもそも大学の自治との関係において憲法上疑念がある。そして、このような組織編制は、2014 年の学校教育法の改定による教授会の諮問機関化と相俟って、国立大学において教授会の役割を限りなく縮減し、逆に、大学の運営の権限を学長に集中させている。今や、国立大学においては多くの重要問題が学長を中心とする役員会で決定され、一般の教員や職員をも主体とすべき大学の自治は形骸化しつつある。

法案は、このように形骸化しつつある大学の自治を根本から覆すものになりかねない。なぜなら、法案は、①特定国立大学法人等の中期目標・中期計画および予算・決算に関する事項（運営方針事項）について決議により決定する権限を運営方針会議に付与することで、同会議を経営協議会よりも上位の機関として位置づけているからである。さらに、法案は、②決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求する権限と③学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べる権限

を運営方針会議に付与することで、同会議を学長に対する監督機関として位置づけている。運営方針会議は、国立大学法人において学長をも凌駕する最高意思決定機関として機能することが予定されているといえよう。

また、法案は、運営方針会議を構成する委員については 3 人以上という人数を定めるだけで、委員の資格要件をとくに定めていないところ、学長による委員の任命については当該特定国立大学法人等の申出に基づいて文部科学大臣が承認することとしている。承認しないという可能性をもたせることにより、政府の意図する外部委員を選択しなければならないといった「圧力」が生まれ、経営協議会や学長選考・監察会議と同様に学外者が会議体の構成員の半数以上を占めることが想定されることから、運営方針会議は、政府及び文部科学省の政策・施策や、これらと軌を一にする外部者の意見を直接に特定国立大学法人等の運営に浸透させる機関となる。

したがって、半数以上を学外者の委員によって構成されるおそれのある運営方針会議が、すでに権限の集中が図られ、一部の大学では専断化しつつある学長をも凌駕する最高の意思決定機関として振る舞うことを認める法案は、大学運営の基本的事項の決定から教育・研究の主体である教員やそれを支える職員をさらに隔絶させるものであるとともに、国立大学を政府の政策・施策に従順な組織へと変質させるものであって、国立大学における自治を根本から覆すものと評価せざるを得ない。

私たち民主主義科学者協会法律部会第 27 期理事会は、憲法 23 条に保障されている学問の自由を守る立場から、法案には憲法上重大な疑義があることを強く指摘するとともに、法案を撤回するよう求めるものである。

以上